## 外国法事務弁護士の指定法の付記

下記のとおり、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第34条第１項の規定により外国法事務弁護士の登録に指定法を付記したので、同法第36条が準用する同法第32条の規定により公告します。

記

| 年月日 | 登録番号 | 氏名 | 原資格国 | 所属会 | 付記した指定法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年７月１日 | G768 | ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ | フィリピン共和国 | 第二東京 | アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法 |

平成23年８月１日　　日本弁護士連合会

## 東京都足立区公債償還公告

抽せんの結果、東京都足立区公債を次のとおり償還いたします。

| 銘柄 | 償還期日 | 償還金額(千円) | １万円券 | 10万円券 | 100万円券 | 1000万円券 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成12年度第２回 | 23. 9. 20 | 4,570 | 17<br>83～88 | 38・39<br>45～47 | ７・８<br>25・26 | |

平成23年８月19日　　足立区

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60から70歳位の男性、身長約165㎝、頭髪白髪混じり、体格中肉、着衣は黄色ワイシャツに半袖の白色肌着、茶色のベルトをした茶色のズボン、黒色の靴下、黒色のブリーフ及び薄茶色の革靴、遺留金品は、茶色の小銭入れに現金が1,115円、眼鏡、紫色のハンカチ、プラスチック製のライター及びラークの煙草

上記の者は、平成23年６月24日に千葉市若葉区桜木２丁目19番地用水路内において、縊死した状態で発見されました。身元不明につき遺体は、行旅死亡人として火葬に付し、遺骨は当市が保管しています。心当たりの方は、当市若葉保健福祉センター社会援護課まで申し出てください。

平成23年８月19日
千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～70歳の男性、身長164㎝、体重62kg、中肉、着衣は黒色半袖ポロシャツ、白色下着、灰色スラックス、灰色ボクサーパンツ、黒色靴下

上記の者は平成23年７月14日午後３時50分静岡県伊東市富戸札場842番地65所在の門脇埼灯台から真方位35度600m付近海上にて発見され、検視の結果平成23年７月13日頃、溺死したものと推定された。遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあるので、心当たりの方は当市福祉事務所まで申し出てください。

平成23年８月19日
静岡県　　伊東市長　佃　　弘巳

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、30～60歳位の男性、身長168.5㎝、体格中肉、頭髪白髪交じり、長袖シャツ、長袖Ｔシャツ、作業ズボン、ベルト、パッチ、靴下、軍手、26㎝の運動靴、遺留金品はウエストポーチ（現金30,830円在中の財布、キーケース、眼鏡、マグライト、メモ紙等在中）

上記の者は、平成23年５月21日午前９時20分頃、大阪市西淀川区中島２丁目12番地堤防岸壁から目測５m沖合にて発見されました。死亡は平成23年５月19日頃（推定）、上記発見場所に同じ。死因は溺死。遺体は小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所まで申し出てください。

平成23年８月19日
大阪市　　西淀川区長　野村　俊明

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、20～40歳位の男性、身長160㎝位、中肉、黒長袖ジャケット、黒長袖Ｔシャツ、黒半袖Ｔシャツ、紺ジーパン、遺留金品は現金44,540円

上記の者は、平成23年６月１日午前９時42分頃、大阪市港区石田１丁目４番１号市設安治川保税上屋北側岸壁から約10mの水中にて発見されました。死亡は平成23年５月28日頃（推定）。死因は溺水吸引による窒息。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所まで申し出てください。

平成23年８月19日
大阪市　　港区長　田端　尚伸

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、50～60歳位の男性、身長約170㎝、小太り、茶色丸首セーター、水色ポロシャツ、紺ズボン、黒靴下、黒短靴、遺留金品は現金10円、小銭入、外国硬貨、ポケットティッシュ

上記の者は、平成23年６月１日午前９時26分、大阪市浪速区幸町１丁目１番１号先（道頓堀川内）にて発見されました。死亡は平成23年５月末頃（推定）。死因は溺死。遺体は検視のうえ、北斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所まで申し出てください。

平成23年８月19日
大阪市　　浪速区長　浅野　宏子

## 公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による西三河都市計画事業刈谷半城土高須土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、（送付を受けるべき者が受領を拒んだので、）同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

平成23年８月19日
西三河都市計画事業
刈谷半城土高須土地区画整理事業
施行者　刈谷市
代表者　刈谷市長　竹中　良則

記

１　通知書を受けるべき者の住所及び氏名
住所　刈谷市半城土町掛貝37番地
氏名　吉村　敏昌
住所　刈谷市半城土町掛貝37番地
氏名　石橋　　優

２　通知の内容

上記　吉村　敏昌に対する通知の内容

西三河都市計画事業刈谷半城土高須土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりであります。よって、土地区画整理法第103条第１項の規定により通知します。

従前の土地
所在　刈谷市高須町壷山14番２
地目　宅地
地積　90.11㎡
種別　一番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　3,054,582円
所在　刈谷市半城土町掛貝37番
地目　宅地
地積　4,230.00㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　100,870,990円
所在　刈谷市半城土町掛貝41番１
地目　宅地
地積　895.71㎡
種別　１番所有権敷地権
部分　全部
権利価額　21,263,500円

換地処分後の土地
街区番号　38街区９－１画地
所在　刈谷市半城土西町二丁目３番10
地目　宅地
地積　4,449.36㎡
部分　全部
権利価額　125,142,660円
清算金　交付　46,412円
供託すべき金額　607円